【令和9年度】 非課税区分表＋α

個人住民税・森林環境税共に非課税	扶養0人	扶養1人	扶養2人	本人該当（障，寡，ひ，未）	扶養3人	扶養4人
所得金額	415,000 円	919,000 円	1,234,000 円	1,350,000 円	1,549,000 円	1,864,000 円
収入金額（給与のみ）	1,155,000 円	1,659,000 円	1,974,000 円	2,090,000 円	2,327,142 円	2,777,142 円
収入金額（年金のみ）【65歳未満】	1,015,000 円	1,592,001 円	2,012,001 円	2,166,667 円	2,432,001 円	2,852,001 円
収入金額（年金のみ）【65歳以上】	1,515,000 円	2,019,000 円	2,334,000 円	2,450,000 円	2,649,000 円	2,964,000 円

個人住民税のみ非課税	扶養0人	扶養1人	扶養2人	本人該当（障，寡，ひ，未）	扶養3人	扶養4人
所得金額	420,000 円	929,000 円	1,249,000 円	1,350,000 円	1,569,000 円	1,889,000 円
収入金額（給与のみ）	1,160,000 円	1,669,000 円	1,989,000 円	2,090,000 円	2,355,714 円	2,812,857 円
収入金額（年金のみ）【65歳未満】	1,020,000 円	1,605,334 円	2,032,001 円	2,166,667 円	2,458,667 円	2,886,667 円
収入金額（年金のみ）【65歳以上】	1,520,000 円	2,029,000 円	2,349,000 円	2,450,000 円	2,669,000 円	2,989,000 円

個人住民税所得割のみ非課税	扶養0人	扶養1人	扶養2人	扶養3人	扶養4人	被扶養の範囲
所得金額	450,000 円	1,120,000 円	1,470,000 円	1,820,000 円	2,170,000 円	620,000 円
収入金額（給与のみ）	1,190,000 円	1,860,000 円	2,214,285 円	2,714,285 円	3,214,285 円	1,360,000 円
収入金額（年金のみ）【65歳未満】	1,050,000 円	1,860,001 円	2,326,667 円	2,793,334 円	3,260,001 円	1,220,000 円
収入金額（年金のみ）【65歳以上】	1,550,000 円	2,220,000 円	2,570,000 円	2,920,000 円	3,270,000 円	1,720,000 円

65歳以上	65歳未満
S37.1.1 以前	S37.1.2 以降
（ ～ 1962.1.1 ）	（ 1962.1.2 ～ ）

令和4年4月1日以後、民法上の未成年の基準が18歳に引き下げられた。

老人扶養（70歳以上）	一般扶養	特定扶養（19歳以上23歳未満）	一般扶養	年少扶養（16歳未満）	未成年（18歳未満）
～ S32.1.1	S32.1.2 ～ H16.1.1	H16.1.2 ～ H20.1.1	H20.1.2 ～ H23.1.1	H23.1.2 ～	H21.1.3 ～
（ ～ 1957.1.1 ）	（ 1957.1.2 ～ 2004.1.1 ）	（ 2004.1.2 ～ 2008.1.1 ）	（ 2008.1.2 ～ 2011.1.1 ）	（ 2011.1.2 ～ ）	（ 2009.1.3 ～ ）

※控除対象配偶者・扶養親族に係る年齢（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除）の判定は前年の12月31日が基準
※納税義務の有無（住所、家屋敷等、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親及び生活保護法の規定による生活扶助非課税）に係る判定は1月1日が基準